

学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日作成

令和 7年 4月 1日改訂

新潟市立小合東小学校

※この方針は、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を受け作成。

1 「いじめの早期発見」に向けた取組

(1) 早期発見・積極的な認知

① 学級担任による日々の観察

* 両者による日々の情報共有

② 学級担任以外による日々の観察

③ 保護者や地域からの情報入手（日々、個別面談7月、校内相談窓口の設置から）

④ 定期的な調査の実施

ア いじめアンケート（市教委作成アンケートを使用）（4月、7月、9月、11月、1月）

※原本は卒業後3年間保管

複数教員による即日チェック体制（校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、当該学級担任）→ 校内いじめ対応ミーティングの即日開催

イ 個別の教育相談（いじめアンケート後実施）

ウ 学校生活アンケート（学校評価アンケート）（7月、12月）

エ 必要に応じたアンケート

オ アンケート結果等をまとめた資料の保存（卒業後5年間）

※重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料の確実な保管

2 「いじめの防止」に向けた取組

(1) 『学び合い+振り返り』の授業・活動の実施（日々、毎時間）

(2) 異学年交流活動の実施（年間）

(3) 深めよう絆強調月間の実施

全校グループエンカウンター実施（10月）

(4) いじめや友情など友達との関わりを題材とした道徳授業の実施（6月学習参観）

(5) 「いじめ未然防止教育プログラム」の実施（学級活動：5月全学級、道徳：通年、全学級）

(6) 学級力の取組（6月、11月）

(7) PTA活動での保護者等への啓発活動の実施（①総会時 ②学年懇談会時）

3 「いじめへの対処」に向けた取組

(1) 校内いじめ対応ミーティングの即日開催

（校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、当該学級担任）

※必要に応じて関係機関と連携

(2) いじめを受けた児童を「絶対に守る」という姿勢を示しながらの心のケア

(3) 丁寧な聞き取りによる事実関係の明確化

(4) いじめを受けた児童の保護者に対する経過や今後の方針等についての丁寧な説明 保護者との合意形成

- (5) いじめを行った児童への心に響く指導による「十分な反省」の引き出し、再発防止
 - ・必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援継続
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する適切な説明と協力体制の構築
- (7) 他の児童への自分事としてとらえさせる指導
 - ・観衆や傍観者にさせない、いじめを未然に防ぎ、止めさせる勇気の育成
- (8) いじめ解消の適切な判断
 - ・加害行為が相当期間（少なくとも3か月）なく、児童が心身の苦痛を感じていないと認められる状態か見極める。
- (9) 重大事態につながる恐れのある事案への対応
 - ・予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応を協議する。
- (10) 記録の保管
 - ・収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

4 「自殺につながる可能性がある場合」の対応

- (1) 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合
 - ・「TALK(Tell：心配していることを伝える。Ask：自殺願望について尋ねる。Listen：気持ちを傾聴する。Keep safe：安全の確保)」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- (2) 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきへの対応
 - ・教育委員会に一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- (3) いじめ解消後の対応
 - ・きめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行い、いじめの再発防止に努める。

5 防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

- ・発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。
- ・メンバー：校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、当該学級担任、その他事案に関係する教職員

(2) いじめ・不登校対策委員会

- ・いじめ防止や不登校等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を發揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。
- ・メンバー：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任
- ・必要に応じて、関係機関との連携を行う。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

- ・中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。
- ・メンバー：校長、教頭、生活指導主任、教務主任が参加する。